

市 町 村 行 財 政 の 状 況

(市町村職員の給与・勤務条件等について)

(平成19年度)

高知県政策企画部市町村振興課

担当：行政担当 武田 濱田 電話：088-823-9313

目 次

1	人件費の状況	．．．	P 1
2	職員数及び平均給料の状況	．．．	P 3
3	給与水準について	．．．	P 5
4	給料表について	．．．	P 7
5	昇格、昇給基準等について	．．．	P 9
6	退職手当の状況	．．．	P 11
7	初任給の状況	．．．	P 11
8	技能労務職給料表について	．．．	P 12
9	諸手当について	．．．	P 14
10	勤務時間・休暇等について	．．．	P 23
	(参考) 一部事務組合の職員数の状況	．．．	P 28

地方公務員の給与決定に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

(1) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されることとなります。

イ 職務給の原則

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ 均衡の原則

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適切な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

市町村職員の給与・勤務条件等について

1 人件費の状況

(1) 人件費の総額

平成18年度の市町村の人件費は、約721億円となっており、平成17年度より県全体で2.6%の減となっています。

減少している主な要因としては、給与制度の適正化や市町村合併に伴う特別職(市町村長、議員等)の減少、行政改革の推進に伴う職員数の減少などが考えられます。

高知市・香南市・香美市・北川村で職員給が増加しているのは、平成18年度に給与構造改革を行うことにより給与水準が下がることを考慮して、平成17年度に実施していた給与カットを廃止、またはカットの率を引き下げたことによるものです。また、春野町で職員給が8.1%の増となっているのは、養護老人ホームを民間へ移譲したことに伴い、特別会計を廃止し、派遣した職員の人件費を一般会計から支給したことによるものです。

(2) 決算額に占める人件費の割合

歳出決算額(普通会計)に占める人件費の割合は、県全体で19.3%となっており、市・町村とも全国平均20.0%(平成18年度)よりもやや低くなっています。

また、町村においては人件費比率の高い団体と低い団体との格差が顕著になっています。

(最高…25.4%、最低…9.6%)

この格差は、ごみ処理や特別養護老人ホームの運営、消防などを一部事務組合に任せているところと、自らの市町村で行っているところでは職員数が大きく異なりますし、人件費には退職手当が含まれていますので、退職する職員数によって変動しますことから、単純に構成比だけでは比較できない面もあります。

しかし、給与水準が高い市町村や職員数が多い市町村では、人件費の占める割合が相対的に高くなる傾向にあります。

(3) 人件費の財政上の課題

人件費は、歳出全体に占める割合が大きく、しかも義務的な経費です。地方税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源のうち人件費に充当される一般財源は25.8%を占めています。歳出規模の抑制や公共事業をはじめとする様々な事業の見直しが必要とされているなかで、人件費についても、給与水準や制度の運用のあり方など内容の詳細な分析を行い、積極的に公表するなど、住民の皆さんの理解と納得のもとで適正に運用されることが求められています。

※「一部事務組合」とは……

ごみ処理や特別養護老人ホームの運営など、市町村が行うべき特定の業務を複数の市町村が共同で処理することにより、事務処理の効率化等を図るため設置される地方公共団体の組合

人件費の状況(平成18年度市町村普通会計決算見込み)

(単位千円、%)

	人件費						歳出に占める 構成比	経常収支比 率(人件費)
				うち職員給				
	18年度	増減額	増減率	18年度	増減額	増減率		
高知市	22,507,374	1,320,814	6.2	15,806,757	26,776	0.2	17.2	22.4
室戸市	2,530,663	78,380	3.2	1,556,060	▲ 88,032	▲ 5.4	22.9	34.5
安芸市	2,456,413	▲ 558,052	▲ 18.5	1,568,367	▲ 113,907	▲ 6.8	22.2	27.5
南国市	3,871,157	▲ 240,634	▲ 5.9	2,624,511	▲ 99,568	▲ 3.7	22.8	26.6
土佐市	2,545,827	▲ 232,807	▲ 8.4	1,747,262	▲ 69,028	▲ 3.8	21.6	28.6
須崎市	2,178,674	▲ 145,080	▲ 6.2	1,543,842	▲ 43,600	▲ 2.7	18.6	26.1
宿毛市	2,790,772	▲ 69,503	▲ 2.4	1,648,915	▲ 141,714	▲ 7.9	27.4	29.1
土佐清水市	2,526,290	▲ 397,638	▲ 13.6	1,690,040	▲ 93,717	▲ 5.3	28.9	32.3
四万十市	4,206,857	64,970	1.6	2,827,850	▲ 19,046	▲ 0.7	22.4	29.6
香南市	3,475,203	▲ 224,195	▲ 6.1	2,374,595	49,002	2.1	21.7	28.7
香美市	3,034,203	▲ 73,859	▲ 2.4	2,111,761	36,599	1.8	21.3	30.2
東洋町	459,497	▲ 64,963	▲ 12.4	280,513	▲ 41,914	▲ 13.0	23.0	28.8
奈半利町	470,587	▲ 14,799	▲ 3.0	292,850	▲ 1,317	▲ 0.4	19.7	26.0
田野町	349,345	▲ 22,526	▲ 6.1	190,218	▲ 26,445	▲ 12.2	18.7	21.9
安田町	425,211	▲ 699	▲ 0.2	258,859	▲ 2,930	▲ 1.1	20.2	24.6
北川村	315,802	2,183	0.7	186,728	3,488	1.9	18.9	25.2
馬路村	353,258	▲ 11,086	▲ 3.0	203,353	▲ 11,041	▲ 5.1	20.9	28.3
芸西村	463,802	▲ 15,992	▲ 3.3	285,941	▲ 6,890	▲ 2.4	20.8	25.9
本山町	578,490	▲ 31,338	▲ 5.1	358,282	▲ 10,161	▲ 2.8	21.0	25.1
大豊町	764,536	▲ 10,876	▲ 1.4	490,193	▲ 7,603	▲ 1.5	17.6	22.4
土佐町	684,923	▲ 16,371	▲ 2.3	427,925	▲ 8,224	▲ 1.9	19.4	26.8
大川村	194,862	▲ 29,761	▲ 13.2	93,088	▲ 9,131	▲ 8.9	17.1	35.3
春野町	1,400,949	93,354	7.1	958,400	71,631	8.1	22.9	32.3
いの町	2,005,541	▲ 157,155	▲ 7.3	1,381,525	▲ 88,876	▲ 6.0	13.9	22.8
仁淀川町	1,174,380	▲ 274,901	▲ 19.0	783,934	▲ 83,627	▲ 9.6	15.7	25.1
中土佐町	1,223,397	▲ 40,213	▲ 3.2	803,875	▲ 18,127	▲ 2.2	20.9	30.9
佐川町	881,404	▲ 50,179	▲ 5.4	575,213	▲ 19,240	▲ 3.2	15.3	20.3
越知町	780,587	▲ 60,450	▲ 7.2	506,060	▲ 26,339	▲ 4.9	19.4	24.6
檜原町	525,620	▲ 24,446	▲ 4.4	292,540	▲ 21,969	▲ 7.0	9.6	16.9
日高村	576,888	▲ 35,454	▲ 5.8	378,070	▲ 14,933	▲ 3.8	20.6	27.3
津野町	781,160	▲ 110,018	▲ 12.3	501,604	▲ 56,685	▲ 10.2	12.2	20.9
四万十町	2,405,177	▲ 363,891	▲ 13.1	1,629,276	▲ 101,041	▲ 5.8	17.3	26.4
大月町	949,249	▲ 93,557	▲ 9.0	616,308	▲ 73,976	▲ 10.7	25.4	30.1
三原村	373,857	▲ 19,963	▲ 5.1	221,684	▲ 8,341	▲ 3.6	23.6	31.3
黒潮町	1,831,796	▲ 86,267	▲ 4.5	1,256,018	▲ 5,586	▲ 0.4	22.2	34.4
市計	52,123,433	▲ 477,604	▲ 0.9	35,499,960	▲ 556,235	▲ 1.5	19.9	25.8
町村計	19,970,318	▲ 1,439,368	▲ 6.7	12,972,457	▲ 569,277	▲ 4.2	17.9	25.9
市町村計	72,093,751	▲ 1,916,972	▲ 2.6	48,472,417	▲ 1,125,512	▲ 2.3	19.3	25.8

※経常収支比率(人件費):経常的に人件費に充当された一般財源の額が、経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合。

2 職員数及び平均給料の状況（平成19年4月1日現在）

(1) 職員数の推移

市町村の職員数は、10,035人となっていますが、ここ数年減少傾向が続き、昨年と比べても252人減少しています。

市町村では、主に退職不補充による定員の削減を行うなど、総じて減少傾向にあります。

また、複数の市町村が共同して事務処理を行うために設けた一部事務組合などが37組合（広域連合含む）あり、職員数は1,839人と昨年度と比べて19人増加しています。この増加の主な原因は、高知県高知市病院企業団が医師・看護師等を新たに採用したことによるものです。

この一部事務組合は、市町村の本来業務を別の組織に任せている訳ですから、実質的な市町村の職員の総数は、両方を足した11,874人となります。

（「一部事務組合の職員数の状況」は、28ページに参考として掲載しています。）

(2) 職員の平均給料

職員に毎月支払われる平均的な給料月額は、一般行政職において平均年齢が42.9歳で、328,645円となっており、昨年と比べ、平均年齢は若干高くなり（0.2歳）、給料月額は低く（▲361円）なっています。平均年齢の上昇は、市町村における行政改革の一環として、職員の新規採用を抑制していることによるものと考えられます。また、平均年齢給料月額の減少要因としては、給与構造改革による給料表の水準の引き下げの影響が、主な要因であると考えられます。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、中山間の町村が低い傾向にあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料より高くなる。

「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種

「一般職」とは……

全職種から教育職を除いた職種

「臨時職員」とは……

地方公務員法では、臨時職員は最大12月までしか雇用できないこととされていますが、この資料では、この12月を超えて雇用している職員の数を示している。

職員数及び平均給料の状況（平成19年4月1日現在）

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行政職	
	平成	平成	増減	一般職員	教育	臨時	平均給料月額			平均年齢	
	19年	18年									うち技能 労務職員
高知市	2,895	2,954	△59	2,814	511	81	0	333,300	332,000	341,600	43・4
室戸市	275	288	△13	275	16	0	0	336,100	336,100	334,800	43・10
安芸市	297	305	△8	297	33	0	0	308,300	308,300	309,100	41・0
南国市	453	469	△16	443	47	10	0	351,700	351,500	348,800	44・5
土佐市	513	516	△3	513	63	0	0	315,900	315,900	324,700	41・4
須崎市	292	299	△7	292	43	0	0	344,100	344,100	342,500	44・1
宿毛市	337	346	△9	337	53	0	0	322,100	322,100	325,200	43・0
土佐清水市	330	341	△11	330	51	0	0	333,000	333,000	339,600	44・5
四万十市	636	669	△33	611	68	0	25	343,200	342,300	344,300	44・3
香南市	444	449	△5	423	24	21	0	323,200	324,200	340,500	42・10
香美市	428	434	△6	428	23	0	0	296,100	296,100	300,000	39・8
市計	6,900	7,070	△170	6,763	932	112	25	330,101	329,431	335,923	43・00
東洋町	53	57	△4	53	4	0	0	321,200	321,200	323,200	44・7
奈半利町	62	61	1	58	8	4	0	303,700	301,500	314,500	42・10
田野町	40	42	△2	36	2	4	0	271,700	273,100	263,600	36・11
安田町	58	59	△1	58	6	0	0	268,900	268,900	270,000	38・4
北川村	38	40	△2	38	2	0	0	285,800	285,800	290,300	38・6
馬路村	42	42	0	42	0	0	0	319,100	319,100	321,200	41・5
芸西村	62	64	△2	59	0	3	0	291,200	288,800	293,200	40・0
本山町	167	169	△2	167	5	0	0	305,500	305,500	292,000	40・1
大豊町	97	104	△7	97	16	0	0	297,400	297,400	304,400	43・5
土佐町	88	88	0	88	11	0	0	331,400	331,400	327,300	42・2
大川村	22	23	△1	22	1	0	0	299,500	299,500	304,100	42・1
春野町	166	174	△8	166	5	0	0	354,100	354,100	353,000	44・10
いの町	514	515	△1	492	48	12	10	299,800	301,800	316,800	42・4
仁淀川町	175	181	△6	174	7	1	0	311,900	311,400	308,000	41・0
中土佐町	154	155	△1	154	13	0	0	330,800	330,800	320,500	42・2
佐川町	215	226	△11	215	13	0	0	304,600	304,600	311,300	43・3
越知町	108	115	△7	104	13	4	0	307,700	307,300	317,100	41・2
梶原町	105	112	△7	88	0	9	8	297,400	298,500	286,000	39・6
日高村	69	69	0	69	3	0	0	341,000	341,000	342,100	44・7
津野町	110	110	0	103	2	7	0	319,800	318,700	313,700	43・9
四万十町	340	348	△8	337	44	3	0	320,300	320,200	315,300	41・5
大月町	175	180	△5	175	33	0	0	318,900	318,900	322,700	45・6
三原村	45	46	△1	45	3	0	0	324,300	324,300	343,900	46・6
黒潮町	230	237	△7	230	25	0	0	318,000	318,000	319,800	42・5
町村計	3,135	3,217	△82	3,070	264	47	18	312,521	312,955	314,726	42・02
県計	10,035	10,287	△252	9,833	1,196	159	43	324,609	324,287	328,645	42・09

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員

3 給与水準について

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

これは、職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、比較する方法です。

(1) ラスパイレス指数の状況

平成14年4月1日現在では、3市村が国以上の高い水準（100.0以上）にありましたが、平成18年同時期では県内すべての市町村で100を下回っています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与抑制措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

なお、平成18年の指数が平成17年の数値を上回っているのは、給与抑制を実施している団体が、H18.4.1に行われた給与構造の見直しにより給料表の水準が下がることを考慮して、抑制率を調整したことによるものと考えられます。

(2) 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準を基に、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等により判断するものですが、少なくとも議会・住民の納得と支持が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

* 「ラスパイレス方式」とは・・・

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回るようになります。

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	対前年比
高知市	100.8	100.3	98.4	93.8	95.6	1.8
室戸市	100.6	97.5	95.5	91.0	91.6	0.6
安芸市	97.7	97.2	94.6	89.9	92.0	2.1
南国市	99.3	99.6	97.7	91.8	93.1	1.3
土佐市	99.5	98.5	95.7	93.5	96.5	3.0
須崎市	99.5	99.5	92.8	92.7	93.9	1.2
宿毛市	99.3	98.6	96.6	96.7	94.3	△ 2.4
土佐清水市	98.1	97.6	94.6	95.4	95.9	0.5
四万十市	—	—	—	—	94.5	—
香南市	—	—	—	—	96.9	—
香美市	—	—	—	—	94.0	—
市 計	100.0	99.6	97.1	93.5	95.0	1.5
東洋町	95.7	96.1	93.7	87.7	88.1	0.4
奈半利町	96.0	94.7	92.1	86.4	85.4	△ 1.0
田野町	94.7	96.1	91.6	89.8	88.8	△ 1.0
安田町	95.0	94.5	93.0	86.9	85.9	△ 1.0
北川村	95.6	94.8	94.1	86.8	94.1	7.3
馬路村	99.6	98.6	97.9	92.8	96.4	3.6
芸西村	95.0	94.3	92.6	93.4	93.5	0.1
本山町	99.8	90.3	87.1	88.7	87.1	△ 1.6
大豊町	93.3	92.4	89.6	85.5	85.8	0.3
土佐町	99.0	96.8	94.4	90.8	90.8	0.0
大川村	89.7	90.4	88.3	88.0	88.9	0.9
春野町	98.8	98.8	95.7	97.5	96.6	△ 0.9
いの町	—	—	—	92.4	92.2	△ 0.2
仁淀川町	—	—	—	—	91.0	—
中土佐町	—	—	—	—	94.0	—
佐川町	92.2	92.9	88.8	89.2	89.0	△ 0.2
越知町	96.0	96.7	93.7	94.2	93.6	△ 0.6
梶原町	92.3	94.3	91.5	91.4	87.4	△ 4.0
日高村	101.9	99.4	96.8	93.1	95.6	2.5
津野町	—	—	—	88.4	86.7	△ 1.7
四万十町	—	—	—	—	93.4	—
大月町	95.8	93.7	90.9	86.3	86.5	0.2
三原村	92.9	92.6	92.6	91.4	90.6	△ 0.8
黒潮町	—	—	—	—	96.0	—
町村計	95.9	95.0	92.8	91.2	91.4	0.2
県 計	98.2	97.6	95.1	92.5	93.8	1.3
全国市計	101.2	100.7	98.2	97.6	97.4	△ 0.2
全国町村計	96.0	95.7	93.7	93.7	93.5	△ 0.2

※四万十市・香南市・香美市・仁淀川町・中土佐町・四万十町・黒潮町はH 1 7年度中に新設合併された団体のためH 1 7年度以前のデータはありません。また、いの町・津野町はH 1 6年度中に新設合併された団体のためH 1 6年度以前のデータはありません。

市計・町村計・県計のH 1 4～1 7指数は旧団体も含めた加重平均値になっています。

4 給料表について（一般行政職の場合）

(1) 国の給料表に準じた給料表の設定

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表が民間給与との均衡を図って設定されていることから、原則として国の給料表を適用することが望ましいとされています。さらに、地域の民間給与の水準も考慮する必要があります。

また、国では、H18.4.1から、地域間における給与配分の見直し、年功を過度に重視せず職務・職責に応じた給料制度への転換、勤務実績への給与への反映の推進などを柱とした給与構造の改革（11級制→10級制）が行われました。

(2) 給料表の設定状況

平成18年度中に県内の全ての市町村において、国の制度に準じる形で、給与構造の見直しが行われました。

市町村の給料表の級数は、高知市の8級を最高に6級～8級まで設定されています。

(3) 適正化の状況

国と同時期（H18.4.1）に給与構造の見直しを行なえなかった須崎市も、H19.1.1に国に準じた制度に見直しを行いました。

※ 給料表の級数が7級までである安芸市・南国市においても、H20.4.1から6級制へ適正化する予定となっています。

【給料表の見方】

○「継ぎ足し」とは・・・

継ぎ足しとは、国の給料表の級ごとの最高額を超えて月額給料区分を定めることです。給与構造の見直しが行われるまで、通常、昇給には12ヶ月の経過が必要でしたが、その級の最高額から更に昇給する場合等には18ヶ月または24ヶ月の経過が必要となるため、この昇給期間が延伸されることを回避するためのものとした。

○「合成給料表」とは・・・

国の給料表は、職員の職務と責任に応じて区分されています。合成給料表の場合、国の給料表の2つ以上の級を合成して1つの級にした給料表ですので、昇格の要件を満たさなくても実質的な昇格・昇給ができるようになります。

給料表について(一般行政職の場合)

区 分	級数			実質的な国対応の最高級			給料表の構造			
	6級	7級	8級	6級	7級	8級	国と同じ		国と異なる	
							全く同じ	継ぎ足しあり	継ぎ足しあり	継ぎ足しなし
高知市			○			○	○			
室戸市	○			○			○			
安芸市		○			○		○			
南国市		○			○		○			
土佐市	○			○			○			
須崎市	○			○			◎			
宿毛市	○			○			○			
土佐清水市	○			○			○			
四万十市	○			○			○			
香南市	○			○			○			
香美市	○			○			○			
市 計	8	2	1	8	2	1	11	0	0	0
東洋町	○			○			○			
奈半利町	○			○			○			
田野町	○			○			○			
安田町	○			○			○			
北川村	○			○			○			
馬路村	○			○			○			
芸西村	○			○			○			
本山町	○			○			○			
大豊町	○			○			○			
土佐町	○			○			○			
大川村	○			○			○			
春野町	○			○			○			
いの町	○			○			○			
仁淀川町	○			○			○			
中土佐町	○			○			○			
佐川町	○			○			○			
越知町	○			○			○			
梶原町	○			○			○			
日高村	○			○			○			
津野町	○			○			○			
四万十町	○			○			○			
大月町	○			○			○			
三原村	○			○			○			
黒潮町	○			○			○			
町 村 計	24	0	0	24	0	0	24	0	0	0
市町村計	32	2	1	32	2	1	35	0	0	0

◎ 是正済み

5 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則でさらに詳細で具体的な基準が定められています。

(1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合に応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

例えば、給料表が1級～6級までの6級制であるとする、6級は課長の職務、5級は課長補佐の職務、3～4級は係長の職務など具体的な職名を定めて職員の給料表の級を決定することになります。

県内全ての市町村で条例又は規則により制定されていますが、例えば「課長補佐及びこれに相当する職務」のようにしているものは、「職務給の原則」をより明確にさせるためにも、具体的な職名で定めるべきです。

県内では、すべての市町村において級別職務分類表または級別標準職務表を定めています。

(2) 「わたり」について

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付け、給与を支給することをいいます。

給与決定にあたっては、級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」はそれに基づかない給与決定で条例・規則に反した運用となりますが、全ての市町村において条例・規則に沿った運用がされています。

ただ、職務分類表の役職が不明確な場合には、「わたり」は必ずしも条例・規則に反した運用とはなりませんが、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

国においては、課長補佐の職務に対応する級を4～5級、係長の職務に対応する級を4級としていますが、各市町村における国の4級相当以上の職員の構成は右表のとおりです。

級別職務分類表に基づき給与決定をしている市町村であっても、4級相当以上の職員の構成比が高い市町村にあつては、級別職務分類表の職務分類が妥当性を欠いている可能性があります。

一般行政職給料表級別職員数（H19.4.1現在）

区 分	総職員数	左のうち実質的な国4級相当以上							構成比
		計	4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当	
	人	人	人	人	人	人	人	人	%
高知市	1,379	805	258	401	95	35	16		58.4
室戸市	145	104	64	23	17				71.7
安芸市	132	86	15	34	20	17			65.2
南国市	198	130	49	49	13	19			65.7
土佐市	139	76	21	36	19				54.7
須崎市	174	112	75	22	15				64.4
宿毛市	167	102	31	53	18				61.1
土佐清水市	153	112	68	26	18				73.2
四万十市	269	197	65	101	31				73.2
香南市	242	179	55	87	37				74.0
香美市	237	95	36	31	28				40.1
市 計	3,235	1,998	737	863	311	71	16		61.8
東洋町	33	20	8	4	8				60.6
奈半利町	39	27	10	9	8				69.2
田野町	25	9	1	3	5				36.0
安田町	40	17	9	5	3				42.5
北川村	29	12	4	3	5				41.4
馬路村	28	14	5	3	6				50.0
芸西村	47	18	4	10	4				38.3
本山町	65	42	24	10	8				64.6
大豊町	65	28	10	12	6				43.1
土佐町	55	34	13	14	7				61.8
大川村	15	8	2	3	3				53.3
春野町	97	72	13	45	14				74.2
いの町	188	82	31	22	29				43.6
仁淀川町	123	68	36	16	16				55.3
中土佐町	98	45	19	14	12				45.9
佐川町	91	37	14	13	10				40.7
越知町	63	29	10	13	6				46.0
梶原町	47	17	9	4	4				36.2
日高村	55	36	15	14	7				65.5
津野町	83	30	17	5	8				36.1
四万十町	190	98	27	48	23				51.6
大月町	69	45	24	9	12				65.2
三原村	31	21	15	4	2				67.7
黒潮町	126	72	12	46	14				57.1
町村計	1,702	881	332	329	220	0	0		51.8
計	4,937	2,879	1,069	1,192	531	71	16		58.3
【参考】 高知県	3,834	2,369	1,687	360	238	42	19	23	61.8

6 退職手当の状況

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度で、県内全市町村で制度が設けられています。

これまで、手当の額は、その職員の退職日における給料月額に、その退職事由（自己都合、勸奨、定年）及びその勤続期間に応じて算出した月数を乗じて算出されていました。

しかし、この制度は結果的に年功を過度に重視することとなるという考え方から、調整額として勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分がH18.4.1から創設されました。

県内では、平成18年度中に全ての市町村において、国に準じた制度を取り入れています。

7 初任給の状況（一般行政職について）

(1) 初任給について

初任給は、県内の35市町村全てが、国と同じ又は下回る基準となっています。

大学卒	170,200円（もしくは159,700円）
高校卒	138,400円（もしくは130,100円）

ただし、民間企業などで勤務実績のある場合には、その経験年数により、初任給は異なります。

(2) 初任給の調整方法

初任給の給料月額を決定する際に、採用前の民間企業などでの経験年数を反映させるための調整方法で、国では、経験年数のうち5年までを12月で、5年を超える年数は18月で除した数を号給に加えます。

現在国を上回る調整を行っている市町村はありません。

8 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員（技能労務職員）については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）に対する給料表（行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）という給料表）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）の対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内では、技能労務職員は合計で1,196人（H19.4.1現在）となっています。

県内の市町村においては、H19.4.1現在で、行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、4市19町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、6町村となっています。

このことから、県内での多くの市町村の技能労務職員の給料水準が、国家公務員より高くなっていると考えられます。

県内の技能労務職員の給与を国の行政職俸給表(二)を適用されている職員とラスパイレス指数（H18.4.1現在）を試算し比較してみると、県全体で115.8（市119.9、町村109.0）となっており国の給料水準を大幅に上回っています。

さらに、一般に地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

技能労務職給料表の状況

(平成19年4月1日現在)

市町村名	技能 労務職 職員数 (単位:人)	給料表の構造				最高到達級				【参考】 ラスパイ レス指数 (H18.4.1現在)	備 考
		国公行(二) 準 拠	独自	国公行(一) 準 拠	無 (行政職 給料表 適用)	3 級	4 級	5 級	6 級		
高知市	511				○			○		118.7	
室戸市	16			○			○			123.8	
安芸市	33				○			○		119.6	
南国市	47			○				○		124.0	
土佐市	63				○				○	115.9	
須崎市	43				○		○			117.5	
宿毛市	53				○			○		121.2	
土佐清水市	51				○			○		119.5	
四万十市	68				○			○		124.2	
香南市	24			○				○		116.6	
香美市	23			○		○				116.4	
市 計	932	0	0	4	7	1	2	7	1	119.9	
東洋町	4			○			○			100.1	
奈半利町	8		○				○			99.3	
田野町	2		○				○			*	
安田町	6		○				○			94.1	
北川村	2		○				○			*	
馬路村	0			○				○		—	
芸西村	0									—	
本山町	5			○			○			117.7	
大豊町	16		○			○				96.1	
土佐町	11		○				○			118.8	
大川村	1		○			○				*	
春野町	5				○				○	131.3	
いの町	48	○		○			○	○		98.5	病院事業は国公行(二)
仁淀川町	7	○						○		95.0	
中土佐町	13	○						○		120.7	
佐川町	13				○	○				105.1	
越知町	13		○			○				88.4	
檜原町	0	○					○			—	
日高村	3				○			○		122.3	
津野町	2		○				○			*	
四万十町	44			○			○			122.0	
大月町	33	○						○		114.1	
三原村	3	○				○				70.5	
黒潮町	25				○			○		120.3	
町 村 計	264	6	9	5	4	5	11	7	1	109.0	
県 計	1,196	6	9	9	11	6	13	14	2	115.8	

(注) 職員数が1名及び2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレス指数の欄は「*」としている。
(その他数値のない団体については「-」としている。)

9 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

このうち、市町村において国と異なる内容、支給額となっている主な手当は次のとおりです。

(1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員（持ち家職員）に支給されます。

三原村を除く34市町村が制度を設けていますが、次の市町村が国と異なる内容となっております。

(単位:円)

区 分	持 ち 家 の 場 合		
	取得後5年以下	5年超	支 給 対 象 者
国	2,500	なし	世帯主のみ
高知市	年数に関係なく一律 2,500		世帯主のみ
いの町	2,500	1,000	世帯主のみ

(2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全市町村が制度を設けていますが、7市1町が、自家用車使用者などに対し国を上回る額を支給するなど国と異なる内容となっております。

(国を上回る額を支給するなど国と異なる市町村……自家用車使用の場合)

高知市・室戸市・土佐市・須崎市(※)・宿毛市・土佐清水市・四万十市・本山町

(※)は、通常支給対象とならない2km未満の職員も支給対象

(3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合を乗じて支給されます。

全市町村に制度がありますが、次の市町村が国と異なる内容となっております。

四万十市… 看護師に支給割合75/100で支給 (国の支給割合は、25/100)

梶原町… 看護師に一律の額(1時間当たり200円)で支給

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等に勤務期間に応じた割合を乗じて得た額に、その職員の勤務成績に応じた割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

勤勉手当については、ほとんどの市町村で、個々の職員の勤務成績に応じて決められる成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されており、市町村は、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められます。

さらに、国では勤務成績が良好であった職員（標準的な職員）に対し、成績率は100分の71を適用しているところ、県内では、100分の72.5を適用している団体が12団体あり、県内に勤務する国家公務員や他の市町村の職員との均衡を欠いており、見直しが求められています。

勤勉手当の成績率について

市町村名	6月	12月	計	国と同じ	国の基準を 下回る	国の基準を 上回る
高知市	0.71	0.71	1.42	◎		
室戸市	0.71	0.71	1.42	○		
安芸市	0.71	0.71	1.42	○		
南国市	0.71	0.71	1.42	◎		
土佐市	0.71	0.71	1.42	○		
須崎市	0.725	0.725	1.45			○
宿毛市	0.725	0.725	1.45			○
土佐清水市	0.725	0.725	1.45			○
四万十市	0.725	0.725	1.45			○
香南市	0.725	0.725	1.45			○
香美市	0.725	0.725	1.45			○
東洋町	0.725	0.725	1.45			○
奈半利町	0.71	0.71	1.42	○		
田野町	0.71	0.71	1.42	○		
安田町	0.71	0.71	1.42	○		
北川村	0.71	0.71	1.42	○		
馬路村	0.725	0.725	1.45			○
芸西村	0.71	0.71	1.42	◎		
本山町	0.71	0.71	1.42	◎		
大豊町	0.71	0.71	1.42	○		
土佐町	0.71	0.71	1.42	○		
大川村	0.71	0.71	1.42	○		
春野町	0.725	0.725	1.45			○
いの町	0.725	0.725	1.45			○
仁淀川町	0.71	0.71	1.42	○		
中土佐町	0.725	0.725	1.45			○
佐川町	0.71	0.71	1.42	◎		
越知町	0.71	0.71	1.42	○		
梶原町	0.71	0.71	1.42	○		
日高村	0.71	0.71	1.42	◎		
津野町	0.71	0.71	1.42	◎		
四万十町	0.71	0.71	1.42	◎		
大月町	0.725	0.725	1.45			○
三原村	0.71	0.71	1.42	○		
黒潮町	0.71	0.71	1.42	○		
計				23	0	12

◎ 是正団体

(5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、5町村（東洋町・北川村・馬路村・中土佐町・越知町）を除く30市町村で制度が設けられています。手当の種類は市町村により異なりますが、国にない手当を設けている市町村が10市12町村あります。

国では、従来から制度本来の趣旨にあわない特殊勤務手当について、内容の見直し及び適正化を行うよう、地方公共団体に助言してきました。平成15年度においては、都道府県及び政令指定都市の特殊勤務手当の支給状況の特別調査を実施し、その結果、次の3つの視点から、必要性や妥当性について検討が必要な手当の状況が公表されました。（この中には、本来給料の調整額で対応するものを、月額の特務手当で措置しているものもあり、必ずしも適切でないとはいえない手当もあります）

① 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあり、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではないが、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるもの

② 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

③ 月額支給等となっている特殊勤務手当

対象となる業務に従事した場合ごとに日額や件数当たりで支給されることが適当であり、月額となっている支給方法の妥当性の検討が必要であるもの

また、平成17年6月には、参議院から会計検査院に対し、職員に対する特殊勤務手当等の状況について、総務省、都道府県、市町村を対象とした会計検査の実施と、その結果の報告の要請があり、18年10月に会計検査院長から参議院議長に対しその結果が報告されるとともに、調査結果を公表しています。

（参考）

会計検査院ホームページ <http://www.jbaudit.go.jp/>

県内市町村の特殊勤務手当について、会計検査院の報告資料を参考に、上記の3つの視点から分類したものが19ページからの表となっています。特殊勤務手当は、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮されて支給されなければならない、住民に対してその必要性や妥当性の説明責任が市町村には求められます。そうしたことから、他団体との比較検討ができる資料としています。

なお、この表は記載されている手当が全て不適正である、とした資料ではありません。例えば、医師手当については、「②他の手当、給料との重複の観点」の欄へ分類をしていますが、「その地域の医療体制や地域性から考えて医師確保のためには必要である」という判断が住民の理解のもと、当該市町村でされており、不適正な手当とはいえないと考えられる場合もあります。

また、同じ考え方から、18ページの表の支給額についても、一般に病院を設置している団体（土佐市・四万十市・本山町・いの町・佐川町・梶原町・大月

町)は、医師等医療従事者に対して特殊勤務手当を支給していることから、他の同規模の団体と比較して高額になる傾向があります。

(適正化の状況)

室戸市・南国市・須崎市・香南市・安田町・北川村・大豊町・春野町・仁淀川町の9市町村で手当の廃止や金額等の支給基準、支給方法の見直しを行っています。

特殊勤務手当の状況(H19.4.1現在)

団体名	支給職員割合	支給額 (単位:百円)	17.4.1現在				19.4.1現在				削減率
			a	b	c	計	a	b	c	計	
高知市	30.2	84,681	10	3	21	34	7	2	16	25	▲ 26.5
室戸市	10.2	588	3	1	6	10	3	1	5	9	▲ 10.0
安芸市	11.4	2,720	3		4	7	3		4	7	0.0
南国市	11.3	8,211	5	2	9	16	2		5	7	▲ 56.3
土佐市	16.4	109,002	4	2	9	15	4	2	9	15	0.0
須崎市	1.0	210	1	1	1	3		1		1	▲ 66.7
宿毛市	2.7	882	1	2	3	6	1	2	3	6	0.0
土佐清水市	13.0	1,763	1	1	10	12	1	1	10	12	0.0
四万十市	2.7	48,382	5	4	25	34	5	1	24	30	▲ 11.8
香南市	9.9	3,696	5	1	10	16	1		8	9	▲ 43.8
香美市	17.1	5,037	4	2	6	12	1	3	3	7	▲ 41.7
東洋町	-	-				0				0	-
奈半利町	6.5	156		1	2	3		1	2	3	0.0
田野町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
安田町	0.0	0	3	1	2	6	3	1		4	▲ 33.3
北川村	-	-			1	1				0	▲ 100.0
馬路村	-	-				0				0	-
芸西村	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
本山町	41.9	2,100	5	1	7	13	5	1	7	13	0.0
大豊町	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
土佐町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
大川村	4.5	500	1		1	2	1		1	2	0.0
春野町	0.0	0	1		5	6	1		3	4	▲ 33.3
いの町	17.5	18,090	6	1	9	16	6		6	12	▲ 25.0
仁淀川町	5.1	2,790	4	5	5	14	2		5	7	▲ 50.0
中土佐町	-	-	1	1		2				0	▲ 100.0
佐川町	10.7	31,625	4		4	8	4		4	8	0.0
越知町	-	-				0				0	-
梶原町	4.8	965	1		2	3	1		2	3	0.0
日高村	-	-	1			1	1			1	0.0
津野町	0.0	0			1	1			1	1	0.0
四万十町	3.5	3,804	4	5	6	15	1	1	1	3	▲ 80.0
大月町	22.9	1,600	1	2	4	7	1	1		2	▲ 71.4
三原村	6.7	90	1	1	5	7	1	1	5	7	0.0
黒潮町	9.6	1,122	4	3	3	10	2	3	2	7	▲ 30.0
市計	20.2	265,172	42	19	104	165	28	13	87	128	▲ 22.4
町村計	8.9	62,842	41	23	61	125	33	11	39	83	▲ 33.6
県計	16.7	328,014	83	42	165	290	61	24	126	211	▲ 27.2

※特殊勤務手当の分類は次のとおりです。

- a 国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当。
- b a以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当。(国の措置の例:俸給表、俸給の調整額等)
- c a及びb以外の手当。

※四万十市、香南市、香美市、仁淀川町、四万十町、黒潮町のH17.4.1現在の数値は、合併前の団体の数値を合計したものです。

市町村における検討を要すると思われる特殊勤務手当の内訳

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
高知市	福祉業務手当 危険手当 労務手当(じん芥の収集作業に従事したとき) 労務手当(清掃作業に従事したとき) 労務手当(施設の各種機器の保全作業に従事したとき) 労務手当(雨水樹掃除作業、下水管汚土搬出作業又は配水管接続作業に従事したとき) 労務手当(斎場の運営業務に従事したとき) 労務手当(施設の養護員の業務に従事したとき) 労務手当(卸売市場の取引指導の業務に従事したとき) 消防業務手当 行旅病死処理手当 教員特殊業務手当 教育連絡指導手当 企業手当(水道業務に従事する職員) 非常緊急呼出手当 停水業務手当	企業手当(水道業務に従事する職員)	企業手当(水道業務に従事する職員)
計	16手当	1手当	1手当
室戸市	行路病人・死亡人取扱い手当 消防手当 救急出動手当 福祉手当		福祉手当
計	4手当		1手当
安芸市	行路病人・死亡人取扱い手当 犬・猫死体処理手当 消防業務手当 高度救急手当		消防業務手当 高度救急手当
計	4手当		2手当
南国市	行路病人・死亡人取扱い手当 じん芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急出動手当 災害救急手当		
計	5手当		
土佐市	塵芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 救急出動手当 拘束手当 水道危険手当 水道使用料収納手当	医師手当	塵芥処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 水道危険手当 水道使用料収納手当
計	9手当	1手当	6手当
須崎市	—	—	—
宿毛市	犬・猫死体処理及び処理手当 行路病人・死亡人処理手当 へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当
計	3手当	1手当	1手当

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
土佐清水市	福祉手当 行旅病死処理手当 労務手当 環境衛生手当 小動物死体処理従事手当 消防手当 夜間特殊業務手当 火災出動手当 救急出動手当 潜水手当	環境衛生手当 夜間特殊業務手当	福祉手当 環境衛生手当 消防手当
計	10手当	2手当	3手当
四万十市	生活保護関係実態調査手当 医療保護関係実態調査手当 身体障害者等実態調査及び介護従事手当 保健師業務手当 特地勤務手当 行旅死亡人等取扱従事手当 清掃作業従事手当 小動物死体処理手当 と畜場及びし尿処理場勤務手当 火葬場勤務手当 少年補導員手当 建設作業用重機運転業務手当 大型ダンプ運転業務手当 し尿処理場浄化槽等操作清掃手当 保育手当 医師職務手当 薬務手当 看護師職務手当 危険手当 直営診療所医師手当 年末年始勤務手当 緊急出務手当 拘束手当 医師手当	特地勤務手当 保育手当 医師職務手当 薬務手当 看護師職務手当 年末年始勤務手当 医師手当	生活保護関係実態調査手当 医療保護関係実態調査手当 身体障害者等実態調査及び介護従事手当 保健師業務手当 特地勤務手当 行旅死亡人等取扱従事手当 清掃作業従事手当 と畜場及びし尿処理場勤務手当 火葬場勤務手当 保育手当 医師職務手当 薬務手当 看護師職務手当 危険手当 医師手当
計	24手当	7手当	15手当
香南市	動物死体処理作業手当 行旅病人、死人取扱い手当 非常緊急呼出手当 消防業務手当 夜間業務手当 救命士手当 救急出動手当	夜間業務手当	消防業務手当 救命士手当
計	7手当	1手当	2手当
香美市	小動物の死体処理手当 福祉事務手当 救急救命士手当		福祉事務手当 救急救命士手当
計	3手当		2手当
東洋町	—	—	—
奈半利町	清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当 火葬業務に従事する職員の特殊勤務手当		
計	2手当		
田野町	—	—	—

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
安田町	—	—	—
北川村	—	—	—
馬路村	—	—	—
芸西村	—	—	—
本山町	行路病人救助作業手当 専門技術手当 危険手当 職務手当 救急出勤手当 特別出勤手当 拘束手当	危険手当 職務手当	専門技術手当 危険手当 職務手当
計	7手当	2手当	3手当
大豊町	—	—	—
土佐町	—	—	—
大川村	管理及び研究研修手当	管理及び研究研修手当	管理及び研究研修手当
計	1手当	1手当	1手当
春野町	消防出勤手当 行旅病人等死体収容手当 犬・ネコ死体処理手当		
計	3手当		
いの町	中学校寄宿舎勤務手当 職務手当 医師手当 理学療法士手当 特別勤務手当 死亡犬死亡猫処理手当	職務手当 医師手当 理学療法士手当 特別勤務手当	職務手当 医師手当 理学療法士手当
計	6手当	4手当	3手当
仁淀川町	ブルドーザー運転士手当 国土調査手当 理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当
計	5手当	3手当	3手当
中土佐町	—	—	—
佐川町	検査業務手当 早出手当 医師手当 拘束手当	早出手当 医師手当	医師手当
計	4手当	2手当	1手当
越知町	—	—	—
椿原町	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当
計	2手当	2手当	2手当
日高村	—	—	—
津野町	海洋センター管理特別手当		
計	1手当		
四万十町	医療手当	医療手当	医療手当
計	1手当	1手当	1手当
大月町	—	—	—

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
三原村	福祉業務手当 公用車運転手時間外従事手当 通園バス乗務手当 調査研究手当 時間外受往診手当	調査研究手当	通園バス乗務手当 調査研究手当
計	5手当	1手当	2手当
黒潮町	改葬作業手当 地籍調査手当		
計	2手当		
合計	124手当	29手当	49手当

(注) 区分は会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」(平成18年10月)を参考にしました。

10 勤務時間・休暇等について

地方公務員の勤務条件の内容は、労働基準法、地方公務員法等地方公務員に適用される労働関係法令の定めにも反しないように配慮しながら、国の制度に準じてそれぞれの市町村で条例や規則で定めることとなっています。

(1) 勤務時間

県内の全ての市町村の勤務時間は、国に準じた週40時間となっています。

(2) 休息時間

これまで国では、4時間につき15分の休息時間の制度がありましたが、民間企業にはほとんど普及していない制度であり、公務員への厚遇であるという批判があったことから、H18.7.1に廃止しました。

県内の市町村でも、H19.4.1現在で土佐市・本山町・土佐町・黒潮町の1市3町を除く10市21町村で制度が廃止されました。

※土佐市・本山町・土佐町・黒潮町でもH19.7.1から休息時間は廃止されていません。

(3) 特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内では国には設けられていない特別休暇（リフレッシュ休暇、妊娠障害休暇など）がある市町村があります。一方、国に制度がある特別休暇でも、市町村によっては制度を導入していないものもあります。なお、国に制度がない特別休暇の中には、国においては病気休暇や職務専念義務の免除が認められているものもあります。

また、国に制度がある特別休暇のうち、国の制度における付与日数より多い日数を設定しているものもあります。

(4) 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむをえないと認められる場合の休暇です。

国では、休暇の期間については、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とされ、私傷病による休暇の場合には、90日まで給与が満額支給されることとなっています。

県内では、国と同様な取扱いの団体は3市18町村ありますが、給与の満額支給の上限が90日又は3月を上回る団体が8市6町村あります。このことは、国家公務員や他の市町村との均衡を欠いていると考えられ、見直しが求められます。

(90日又は3月を上回る休暇期間を定めている市町村)

180日又は6月以内・・・高知市・土佐市・須崎市・宿毛市・四万十市

150日又は5月以内・・・安芸市・土佐清水市・香南市・春野町・黒潮町

120日又は4月以内・・・土佐町・日高村・大月町

(適正化の状況)

150日の病気休暇の制度があった南国市及び120日の病気休暇の制度があった

大豊町が、それぞれH19.4.1から90日に見直しを行っています。

主な国と同様な特別休暇について（H19.4.1現在）

市町村名	骨髄提供者となる場合	ボランティア活動に参加する場合	結婚する場合	職員の出産（産前）	産後の場合	保育時間の場合	妻が出産する場合	育児参加する場合	子の看護場をする場合	親族が死亡した場合	父母を追悼する場合	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
室戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安芸市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
南国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
宿毛市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
土佐清水市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
四万十市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市計	11	10	11	11	11	11	11	6	11	11	11	11
東洋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
馬路村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本山町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
大豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土佐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
大川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
春野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
いの町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仁淀川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中土佐町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
越知町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日高村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四万十町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三原村	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
黒潮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町村計	24	22	24	24	24	24	24	21	24	24	24	24
市町村計	35	32	35	35	35	35	35	27	35	35	35	35

(有・・・○)

国の制度にはない特別休暇等の主な導入状況(H19.4.1現在)

市町村名	リフレッシュ・永年勤続休暇
高知市	○
室戸市	
安芸市	○
南国市	○
土佐市	○
須崎市	
宿毛市	
土佐清水市	○
四万十市	
香南市	
香美市	
市計	5
東洋町	○
奈半利町	
田野町	
安田町	
北川村	
馬路村	
芸西村	
本山町	○
大豊町	
土佐町	○
大川村	
春野町	○
いの町	○
仁淀川町	
中土佐町	
佐川町	
越知町	
梶原町	
日高村	○
津野町	
四万十町	○
大月町	
三原村	
黒潮町	
町村計	7
市町村計	12
(参考)	
高知県	○

結婚休暇及び夏季休暇の付与日数について

	結婚休暇				夏季休暇			
	5日	6日	7日	10日	3日	5日	6日	7日
高知市			○			○		
室戸市			○			○		
安芸市			○			○		
南国市				○		○		
土佐市			○			○		
須崎市			○			○		
宿毛市	○					○		
土佐清水市			○		○			
四万十市			○			○		
香南市	○				○			
香美市			○		○			
市計	2	0	8	1	3	8	0	0
東洋町			○				○	
奈半利町	○				○			
田野町	○				○			
安田町	○				○			
北川村	○					○		
馬路村			○		○			
芸西村	○				○			
本山町			○		○			
大豊町	○				○			
土佐町		○			○			
大川村	○				○			
春野町			○					○
いの町			○			○		
仁淀川町	○				○			
中土佐町	○				○			
佐川町			○			○		
越知町	○					○		
橋原町	○				○			
日高村			○				○	
津野町	○				○			
四万十町			○		○			
大月町			○		○			
三原村			○		○			
黒潮町			○			○		
町村計	12	1	11	0	16	5	2	1
市町村計	14	1	19	1	19	13	2	1
(参考)								
国	○				○			
高知県			○			○		

病気休暇について（H19. 4. 1現在）

	90日以内 又は3月以内	120日以内 又は4月以内	150日以内 又は5月以内	180日以内 又は6月以内
高知市				○
室戸市	○			
安芸市			○	
南国市	◎			
土佐市				○
須崎市				○
宿毛市				○
土佐清水市			○	
四万十市				○
香南市			○	
香美市	○			
市計	3	0	3	5
東洋町	○			
奈半利町	○			
田野町	○			
安田町	○			
北川村	○			
馬路村	○			
芸西村	○			
本山町			○	
大豊町	◎			
土佐町		○		
大川村	○			
春野町			○	
いの町	○			
仁淀川町	○			
中土佐町	○			
佐川町	○			
越知町	○			
橋原町	○			
日高村		○		
津野町	○			
四万十町	○			
大月町		○		
三原村	○			
黒潮町			○	
町村計	18	3	3	0
市町村計	21	3	6	5
(参考)				
国	○			
高知県			○	

◎ 是正済み

(参考)

一部事務組合の職員数の状況（平成19年4月1日現在）

一部事務組合	総職員数			職員区分別			
	平成	平成	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員
	19年	18年		うち技能 労務職員			
香南香美衛生組合	6	7	△1	6	3		
仁淀川下流衛生事務組合	8	9	△1	8	6		
高吾北広域町村事務組合	238	238	0	238	123		
香南斎場組合	4	4	0	4	1		
香南香美老人ホーム組合	81	81	0	81	50		
日高村佐川町学校組合	4	4	0	4	3		
高知県競馬組合	18	18	0	18	1		
香南清掃組合	13	13	0	13	10		
幡多広域市町村圏事務組合	10	10	0	10	4		
高幡消防組合	123	124	△1	123	0		
幡多中央環境施設組合	3	3	0	3	1		
津野山養護老人ホーム組合	30	28	2	30	13		
高陵特別養護老人ホーム組合	64	66	△2	41	25		23
安芸広域市町村圏特別養護老人 ホーム組合	71	73	△2	71	49		
津野山広域町村事務組合	2	2	0	2	2		
高幡東部清掃組合	15	16	△1	15	12		
芸東衛生組合	10	10	0	10	0		
仁淀消防組合	71	71	0	71	0		
幡多中央消防組合	75	74	1	75	0		
高幡西部特別養護老人ホーム組合	40	41	△1	40	27		
仁淀川中央清掃事務組合	2	2	0	2	0		
幡多西部消防組合	54	53	1	54			
幡西衛生処理組合※1		2	△2				
嶺北広域行政事務組合	94	96	△2	94	10		
安芸広域市町村圏事務組合	1	1	0	1	0		
高幡広域市町村圏事務組合	2	2	0	2	0		
仁淀川広域市町村圏事務組合	1	1	0	1	0		
高知県高知市病院企業団	739	712	27	739	0		
高知中央西部焼却処理事務組合	7	7	0	7	4		
高知県市町村総合事務組合	9	10	△1	9	0		
中芸広域連合	44	42	2	44	2		
一部事務組合 計	1,839	1,820	19	1,816	346	0	23

(注) 上記一部事務組合は、専任職員のある組合のみ掲載しています。

※1 平成18年度中解散団体